

要 旨

1 作成の背景

2020年初頭に世界を覆った大規模な新型コロナウイルスの感染拡大（COVID-19 Pandemic、「コロナ禍」）は、予想以上に長期化し、人々の雇用、就業、生活に大きな影響を与えている。その影響は、「脆弱な（vulnerable）人々」である障害者やひとり親家庭の家計維持者、あるいは女性の割合が高い非正規雇用者において顕著である。コロナ禍の影響はさらに「雇用類似の働き方」をしているフリーランスの就業にも及んでいる。本分科会では、こうした状況を受け、雇用・社会保障の政策の基本理念を問い直し、現行の法制度・政策と実態の間のギャップにも着目して、生活保障のしくみとしての「セーフティネット」のあり方について多角的に検討してきた。

2 現状及び問題点

コロナ禍は、リーマンショックや東日本大震災などのこれまでの危機時と同様に雇用調整をする事業数を増加させたが、労働者に与えた影響は一様ではない。この間、非正規雇用は大幅に減少したが、正規雇用はむしろ増加している。コロナ禍の影響を強く受けた産業分野は、非正規雇用の割合が高いのみならず、その中でも女性の割合が非常に高い。その意味でコロナ禍は、非正規雇用のバッファ機能の問題と、雇用におけるジェンダー問題を顕在化させた（なお、コロナ禍の影響を強く受けた医療、介護、保育等の分野では、労働者の肉体的・精神的過重負荷の問題も生じている）。リーマンショック後に有期雇用の無期転換制度の導入や均衡・均等処遇の強化による非正規雇用の格差の是正が図られてきたが、それらはまだ十分とはいえない。

コロナ禍でも従来と同じく、雇用維持策としての雇用調整助成金制度が積極的に活用され、それが雇用喪失を防ぐのに大きく貢献している。しかし、その対象が雇用保険の被保険者に限られること、この制度の前提である使用者の休業手当支払いが行われないケースが多発したことから、特例の給付金制度が創設された。これらは雇用保険の制度上の問題である。雇用保険の被保険者資格の拡大は、非正規雇用対策としても重要である。

コロナ禍の影響として特徴的なのが、フリーランスの就業危機が現れた点である。これらの者は、伝統的に自営業者として扱われており、労働者を対象とする労働法（労働保険を含む）の対象外とされてきた。この数十年にこうした「雇用類似の働き方」が増加しており、労働法や社会保障法の政策課題となっているが、その対策は緒に就いたばかりである。

コロナ禍は、ひとり親家庭、とりわけ母子家庭の生活困難（収入や健康、社会とのつながりの面）の問題を一層深刻化させている。その多くが非正規雇用で勤務していることや、コロナ禍での休校・休園等に対応できていないことが、大きな理由である。NPO等の市民団体が支援活動を行っているが、財政的な支援や相談体制を含めた総合的な公的支援の充

実が課題となっている。

コロナ禍では、予想に反して生活保護申請数や受給数は減少している。しかし、資産保有状況が厳しくチェックされること（ミーンズテスト）、扶養義務者とされている親族等の範囲が広いこと、地方自治体の窓口の対応が必ずしも法に沿っていないこと（水際作戦）、生活保護申請にスティグマが付きまとうことなど、従来から指摘されている課題は、一部では改善は見られたが、依然として残されている。

3 見解の内容

本見解では、セーフティネットを重層的に理解し、「雇用や就業の喪失を防止し、喪失した場合の一時的な生活保障や、再び雇用や就業に復帰するために必要な措置を講じ、こうしたことが不可能な場合に健康で文化的な最低限の生活を保障する諸制度」と捉えている。そして、この意味でのセーフティネットが、憲法の基本的な価値である個人の尊重、幸福追求権、雇用平等、健康で文化的な生活の保障、あるいはそれらを反映した働きがいのある雇用（ディーセントワーク）の実現に配慮して構築されるべきであると考えている。

検討の結果は、次のようにまとめられる。

- (1) 雇用の危機を防ぐためのセーフティネットの張り替えに向け、以下の諸課題について検討が求められる。
 - ① 非正規雇用の保護策の一つとして有期雇用の規制のあり方について
 - ② 非正規雇用の均等処遇に向けた規制のあり方について
 - ③ 雇用保険の被保険者資格の対象範囲について
 - ④ シフト制における休業手当制度について
- (2) フリーランスのセーフティネットとして、以下の諸課題について検討が求められる。
 - ① 雇用類似の就業者を包摂するための労災保険、雇用保険制度のあり方について
 - ② 現在行われている労災保険の特別加入制度のあり方について
- (3) ひとり親家庭の支援として、ひとり親家庭の財政的支援、相談体制等のサポートシステムの充実が求められる。
- (4) 生活保護制度の改善策として、資産保有状況の厳しいチェック（ミーンズテスト）の緩和、扶養義務者の範囲の制限、地方自治体の水際作戦等の改善、生活保護に伴うスティグマの解消を図るべきである。